

令和9年度奈良県立高等学校入学者 一 次 選 抜 実 施 要 項

令和9年度奈良県立高等学校入学者一次選抜については、この要項（以下「一次選抜実施要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 応 募 資 格

- (1) 保護者（親権者又は未成年後見人をいいます。以下同じ。）とともに奈良県内に居住している者で、次のアからウのいずれかに該当するもの。ただし、「**県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領**」により承認を得た者は、奈良県内に居住している者とみなします。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれに準じる学校（以下「中学校」といいます。）を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含めます。）を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和9年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

- (2) 奈良県立山辺高等学校自立支援農業科応募にあたっては、上記(1)に加えて次のアからウを追加要件とします。

ア 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障害を有すると判定を受けた者

イ 自力通学が可能である者

ウ 山辺高等学校が実施する教育相談を受けた者

2 一次選抜を実施する学校・学科（コース）

「令和9年度奈良県立高等学校入学者選抜概要」（以下「**入学者選抜概要**」）と示します。）に示します。

3 募 集 人 員

募集人員は、「令和9年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。

4 出 願 の 制 限

- (1) 第一出願期間に出願する高等学校を第1希望校とし、出願は1校1学科（コース）に限ります。
- (2) 第一出願期間に出願した者に限り、第二出願期間に第2希望校として1校1学科（コース）に出願できます。ただし、第二出願期間に出願できるのは、第一出願期間における出願者数が募集人員に満たない学科（コース）に限ります。
- (3) 順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (4) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考への出願者は、出願できません。
- (5) 出願後、志願の取消しはできません。
- (6) 公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考に合格した者は、出願できません。

- (7) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（「**県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領**」の6参照）が必要です。
- (8) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (9) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出 願 手 続

- (1) 出願受付期間は、次のア及びイのとおりです。

ア 第一出願期間

令和9年2月8日（月）午前9時 から 令和9年2月16日（火）午後3時 まで

イ 第二出願期間

令和9年2月17日（水）午前9時 から 令和9年2月19日（金）午後3時 まで

- (2) 志願者は、出願受付期間内に奈良スーパーアプリWeb出願システム（以下「Web出願システム」といいます。）により、志願する高等学校長へ出願してください。
- (3) Web出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。中学校長の承認後、志願者はWeb出願システムで速やかに入学考査料を納入してください。
- (4) 志願者は、第1希望校の入学考査料として、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円をクレジットカード又はPayPay（ペイペイ）によるオンライン決済、銀行振込のいずれかで、第一出願期間内に納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。
- (5) 面接を実施する学科（コース）への志願者は、出願時に「自己アピール文」記入票（様式9）を、Web出願システムにより提出してください。
- (6) 奈良県立高円芸術高等学校音楽科への志願者は、出願時に実技検査受検種目を選択し、実技検査演奏曲楽譜送付票（様式10）とともに、演奏曲の楽譜（書き込みのないもの）を奈良県立高円芸術高等学校へ郵送してください（第一出願期間出願受付最終日必着）。
- (7) 奈良県立添上高等学校スポーツサイエンス科及び奈良県立大和広陵高等学校生涯スポーツ科への志願者は、出願時に実技検査受検種目を選択してください。
- (8) 奈良県立十津川高等学校への志願者は、出願時に検査会場を選択してください。
- (9) 出願手続が完了すると受検票が発行されます。志願者は、ダウンロードして、A4判普通紙（白）にモノクロ（白黒）又はカラーで印刷してください。
- (10) 納入された入学考査料の返還は行いません。
- (11) 中学校長は、奈良県立山辺高等学校自立支援農業科への志願者については、入学志願資格承認申請書（様式11）及び申請の理由を証明する書類をWeb出願システムにより提出してください。

6 調査書等の提出

- (1) 中学校長は、「**調査書及び学習成績一覧表等作成要領**」に基づき、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表を作成してください。
- (2) 中学校長は、次のア及びイを奈良県教育委員会事務局高校教育課長（以下「高校教育課長」

といひます。)宛て、令和9年1月13日(水)から令和9年1月15日(金)までに提出してください。ただし、中高一貫教育校(連携型の中学校は除く)から出願する者、県外中学校から出願する者及び過年度卒業生については、提出する必要はありません。

ア 学習成績一覧表(様式5)

イ 学習成績分布表(様式6及び様式7)

- (3) 中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、第1希望校へは令和9年2月16日(火)午後3時まで、第2希望校へは令和9年2月19日(金)午後3時までに到着のものに限ります。

提出期間

ア 第一出願期間(第1希望校へ)

令和9年2月8日(月)午前9時 から 令和9年2月16日(火)午後3時 まで

イ 第二出願期間(第2希望校へ)

令和9年2月17日(水)午前9時 から 令和9年2月19日(金)午後3時 まで

提出書類

ア 調査書(様式1)

イ 特技に関する記録〔体育〕(様式2)(奈良県立添上高等学校スポーツサイエンス科及び奈良県立大和広陵高等学校生涯スポーツ科への出願者についてのみ必要)

ウ 副申書(様式3)(「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」の1調査書(5)キに該当する出願者についてのみ必要)

- (4) 出願者に関する書類を郵送する場合は、簡易書留で速達とし、受領書等の返信用として中学校の宛先を明記し、760円(簡易書留・速達料金を含みます。)分の切手を貼った封筒(定形郵便物用長形3号12.0cm×23.5cm)1枚を同封してください。また、郵送と同時に電話で、提出する高等学校に、出願者数、出願者氏名、その他必要な事項を連絡してください。
- (5) 高等学校長は、必要に応じて、調査書等の記載内容について中学校長に説明を求めることができます。

7 検 査

- (1) 検査は、「第1日」は令和9年2月24日(水)に、「第2日」は令和9年2月25日(木)に、出願した第1希望の高等学校で実施します。ただし、奈良県立十津川高等学校に出願した場合、奈良県立十津川高等学校(吉野郡十津川村込之上58)又は奈良県立教育研究所(磯城郡田原本町秦庄22-1)を検査会場として選ぶことができます。日程等の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (2) 検査は、次のア、イにより実施します。

ア 全日制課程

国語、社会、数学、理科及び英語(各50点満点)の学力検査又は、国語、数学及び英語(各50点満点)の学力検査並びに学校独自検査(独自問題、口頭試問、作文、面接、実技検査の5種類の検査のうち各高等学校が選択した検査)を実施します。

イ 定時制課程

国語、数学及び英語(各50点満点)の学力検査に加えて、面接を実施します。

- (3) 各高等学校・学科(コース)で実施する検査の種類、配点等は、「**入学者選抜概要**」に示

すとおりで。

- (4) 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施します。学力検査の問題は、奈良県教育委員会で作成します。
- (5) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。
- (6) 受検に必要なもの（持参品）
受検票、筆記用具、直定規、コンパス、三角定規 1 組（理科の検査で使用できます。）、
昼食（入学者選抜概要に示す各高等学校の日程で必要かどうか確認してください。）、上靴、
その他指示された用具等
- (7) 検査時に所持、使用してはいけないもの
分度器、分度器付きの定規、分度器付きのコンパス、計算機、角度の測定・計算機能・辞
書機能・通信機能付きの用具等、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、スマートフォン
・携帯電話等の通話・通信機能がある情報端末、その他検査に不要なもの
- (8) 受検上の留意事項
ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。
イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。
ウ 通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止です。スマートフォン・
携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。
- (9) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に、
追検査を実施します（25、26ページ参照）。

8 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。
- (2) 高等学校長は、次の資料Ⅰから資料Ⅲに基づいて選抜を行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

調査書の「各教科の学習成績」（以下「学習成績」といいます。）の合計点
（144点満点）、加重配点（学習成績の取扱いを変えること。また、学力検査
の取扱いを変えることをいいます。以下同じ。）をした後の学習成績の合計点
又はそれらのいずれかに「特技に関する記録〔体育〕」を点数化した点を加算
した後の合計点

資料Ⅱ： 検査成績

一次選抜において実施する各検査の合計点

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び
「スポーツ・文化活動等の記録」

- (3) 高等学校長は、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総
合的に合否の判定を行ってください。
ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著で
あると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。
イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格
としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。

- (4) 高等学校長は、資料Ⅲにおいて重視する事項を定め、当該事項を評価して資料Ⅰに加算した点数により、あらかじめ公表した人員（以下「合格人数枠」といいます。）について可否の判定（以下「調査書の特別な取扱い」といいます。）を行うことができます。調査書の特別な取扱いについては、次のアからウにより行ってください。

なお、調査書の特別な取扱いを実施する高等学校・学科（コース）の詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

ア 学科（コース）ごとに、募集人員から合格人数枠を除いた人員について、上記(3)に基づき可否の判定を行ってください。ただし、第2（第3）志望を認める学科（コース）の範囲で合格人数枠を定めている場合は、その範囲の学科（コース）の募集人員の合計人数から合格人数枠を除いた人員について可否の判定を行ってください。

イ アで合格とならなかった受検者全員を対象として、上記(3)に基づき可否の判定を行ってください。この場合、資料Ⅲにおいて重視する事項を点数化した点を資料Ⅰに加算することとします。

ウ 受検者数が募集人員以下の学科（コース）については、調査書の特別な取扱いを行いません。ただし、第2（第3）志望を認める学科（コース）において、受検者の第2（第3）志望により募集人員を超えた場合は、調査書の特別な取扱いを行ってください。

- (5) 高等学校において順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することができる学科（コース）及び第1志望を優先して可否を判定する割合については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (6) 各高等学校における選抜資料の取扱いの詳細については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。

- (7) 高等学校長は、第一出願期間に出願した者で可否の判定を行った後、募集人員に満たなかった学科（コース）において、第二出願期間に出願した者で可否の判定を行ってください。

- (8) 高等学校長は、定時制課程において一次選抜による受検者数と成人特別選抜による受検者数との合計が募集人員を超えた場合、受検者数の比率に応じてそれぞれの合格予定者数を定め、原則としてそれに従って合格者を決定してください。この場合、成人特別選抜による合格予定者数は次の式により算出し、一次選抜による合格予定者数は、募集人員から成人特別選抜による合格予定者数を減じた数とします。ただし、成人特別選抜による合格予定者数が募集人員に等しくなった場合は、この原則は適用しません。

<式>

$$(\text{募集人員}) \times \frac{(\text{成人特別選抜による受検者数})}{(\text{全受検者数})} \quad [\text{小数点以下は切り上げ}]$$

- (9) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

9 合格発表

令和9年3月8日（月）午後2時に、Web出願システムにより本人に通知します。

10 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるとき、当該高等学校長に連絡を取り、欠席届（様式8）をWeb出願システムにより速やかに提出してください。4 出願の制限(2)により2校に出願する場合、まず検査会場となる第1希望校に連絡を取り、その後欠席届（様式8）

を、第1希望校及び第2希望校のどちらにも、Web出願システムにより速やかに提出してください。

なお、追検査を希望する場合は、追検査申請書（様式18）とそれに関わる書類（25ページ参照）を、第1希望校及び第2希望校のどちらにも、Web出願システムにより提出してください。

(2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。

(3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる場合、高校教育課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校教育課長宛てに書面で申し出てください。

なお、中学校長から高校教育課長への事前の連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和8年12月25日（金）までとします。

(4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合、出願までに高校教育課長に申し出てください。

(5) 在籍校の校長は、学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者一次選抜に出願を希望する者がいる場合、令和9年1月18日（月）までに出席する高等学校長に申し出てください。**4 出願の制限**(2)により2校に出願する場合は、第1希望校及び第2希望校のどちらにも申し出てください。

(6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。

(7) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。